

# サーカスにおける野生動物の使用を禁止するイギリスの法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子

## 目 次

はじめに

### I 背景及び経緯

- 1 動物福祉に関するイギリスの法規制
- 2 2012年巡業サーカスにおける野生動物福祉（イングランド）規則の制定
- 3 2019年サーカスにおける野生動物法の制定

### II 2019年サーカスにおける野生動物法の概要

- 1 巡業サーカスにおける野生動物使用の禁止（イングランド）（第1条）
- 2 検査（第2条）
- 3 関係法律の改正（第3条）
- 4 適用範囲、施行期日及び略称（第4条）
- 5 附則

おわりに

翻訳：2019年サーカスにおける野生動物法

キーワード：イングランド、動物福祉、巡業サーカス

## 要 旨

2019年7月24日、サーカスで野生動物を使用することを禁止する2019年サーカスにおける野生動物法が制定され、2020年1月20日に施行された。この法律は、イングランドにおいて、サーカス運営者に対し、巡業サーカスを行う際に野生動物に演技をさせたり、野生動物を展示することを禁じ、その違反者を罰金刑に処するものである。

サーカスにおける野生動物の使用については、これまで、2006年動物福祉法第13条の免許規定に基づき2012年に制定された規則のもとで、許可を得たサーカス運営者のみが野生動物を使用することができた。しかし、2012年の規則は、暫定措置として定められた時限立法であり、失効期日である2020年1月20日を前に新たな立法の必要性が生じたため今回の法律が制定され、巡業サーカスにおける野生動物の使用が全面的に禁止されることとなった。

## はじめに

2019年7月24日、サーカスで野生動物を使用することを禁止する2019年サーカスにおける野生動物法<sup>(1)</sup>が制定され、2020年1月20日に施行された。サーカスにおける野生動物の使用については、特に各地を巡業する場合、定期的な移動や適切な飼育環境維持の困難さ等に起因する動物の健康状態への悪影響が懸念される<sup>(2)</sup>ため、使用を禁止することが近年の国際的な流れとなっている<sup>(3)</sup>。こうした流れを受け、イギリスで制定された法律が2019年サーカスにおける野生動物法である。同法は、ごく一部の規定を除いて、イングランドのみに適用される<sup>(4)</sup>。本稿は、2019年サーカスにおける野生動物法制定に至るまでの経緯及び同法の概要を紹介するものである。あわせて同法を全訳する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月28日である。

(1) Wild Animals in Circuses Act 2019 c.24. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/24/contents>>

(2) “Wild animals in circuses.” Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals website <<https://www.rspca.org.uk/adviceandwelfare/wildlife/captivity/circuses#:~:text=Travelling%20circus%20life%20is%20likely,they're%20forced%20to%20lead.>>

(3) 国際的な動物保護団体によると、48の国等でサーカスでの野生動物の使用が禁止されている。“Stop Circus Suffering.” Animal Defenders International website <<https://www.stopcircussuffering.com/>> なお、日本では動物愛護管理法（昭和48年法律第105号）に基づき展示動物の飼育環境等に関する基準が定められているものの、禁止はされていない。「動物の適正な取扱いに関する基準等」環境省ウェブサイト <[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/baseline.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/baseline.html)>; 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成16年環境省告示第33号）同 <[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/laws/nt\\_r02\\_21\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_2.pdf)>

(4) イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドから構成される。ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドは独自の議会を持ち、一定の分野の立法が認められている。サーカスにおける野生動物の使用可否に関しては、各議会での立法が可能であり、スコットランド及びウェールズで、それぞれサーカスで野生動物を使用することを禁止する法律が制定されている。2018年巡業サーカスにおける野生動物（スコットランド）法（全10か条及び2附則）は、2018年1月24日に制定され、同月25日及び同年5月28日に施行された。Wild Animals in Travelling Circuses (Scotland) Act 2018 asp.3. <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2018/3/contents>> 2020年野生動物及びサーカス（ウェールズ）法（全13か条及び1附則）は、2020年9月7日に制定され、同年12月1日に施行された。Wild Animals and Circuses (Wales) Act 2020 asc.2. <<https://www.legislation.gov.uk/asc/2020/2/contents>> 北アイルランドについては、英国下院図書館がまとめた資料に2016年時点で立法の可能性を調査中との記述があるものの、2022年7月現在、法案は提出されておらず、法制化には至っていない。Elena Ares, “Wild Animals in Circuses (No 2) Bill,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.5992, 2019.5.31, p.15. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05992/SN05992.pdf>>

## I 背景及び経緯

### 1 動物福祉に関するイギリスの法規制

イギリスは、欧州諸国の中でも歴史的に最も早く動物保護に取り組んだ国とされ、1822年に動物福祉の観点からの最初の動物保護法である家畜虐待防止法が制定された<sup>(5)</sup>。その後、1911年動物保護法<sup>(6)</sup>が100年近くにわたりイギリスにおける動物保護法制の中心的役割を果たしてきた。同法は、全19か条から成り、動物への①積極的な加虐行為（動物を残酷に打つ、蹴る、酷使する等）、②娯楽を目的とした加虐行為（動物の闘争（闘犬、闘鶏など）又は動物いじめ（牛いじめ、熊いじめなど））、③有毒な物質の投与、④非人道的な手術行為等を禁止するなど、様々な行為を詳細かつ包括的に虐待に係る犯罪として規定した<sup>(7)</sup>。時代の変化に伴い、度重なる改正による複雑化や時代遅れの言葉遣いなど、1911年動物保護法の問題点が指摘されるようになったことから、同法を全面改正するとともに、1911年以降に制定された動物福祉に関する20以上の法規を整理・統合する法律として、2006年11月8日、2006年動物福祉法<sup>(8)</sup>（以下「2006年法」）が制定された<sup>(9)</sup>。

2006年法は、全69か条及び4附則から成り、動物の所有者が動物に福祉（適切な食事や環境の提供、痛み、苦しみ、病気からの保護等）を提供しないことを犯罪と規定し、罰則を科している。2006年法案の上院委員会審議において、巡業サーカスでの野生動物の使用を禁止する条文を加える修正案が提出され<sup>(10)</sup>、その後も各審議過程で議題に上がった<sup>(11)</sup>。しかし、当時の環境・食糧・農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs）担当大臣（以下「主務大臣」）であったロード・ルーカー（Lord Rooker）主務大臣が、2008年に巡業サーカスでの野生動物の使用を禁止するための規則<sup>(12)</sup>を主務大臣の権限で制定する予定であると答弁した<sup>(13)</sup>ため、最終的に2006年法には当該規定は盛り込まれなかった。

2009年に行われた巡業サーカスにおける野生動物の使用に関する意見公募（consultation）<sup>(14)</sup>では、10,576通の回答のうち94.5%が「サーカスの野生動物の福祉水準を向上させるためには、

(5) 諸橋邦彦「諸外国における動物取扱業をめぐる法制」『レファレンス』734号、2012.3、p.51。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3487053\\_po\\_073403.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487053_po_073403.pdf?contentNo=1)>

(6) Protection of Animals Act 1911 c.27。<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/1-2/27/contents>>

(7) 箕輪さくら「英国二〇〇六年動物福祉法の分析（一）」『自治研究』93巻7号、2017.7、pp.115-116。

(8) Animal Welfare Act 2006 c.45。<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>> 翻訳は次を参照。地球生物会議『英国2006年動物福祉法—動物福祉並びに関連する目的の条項を定める法律—』（ALIVE資料集 No.26 海外の動物保護法 No.7）地球生物会議、2007。

(9) 諸橋 前掲注(5); 箕輪 前掲注(7), pp.117-118。

(10) “Animal Welfare Bill Marshalled List of Amendments to be Moved in Grand Committee,” 2006.4.26. UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/ld200506/ldbills/088/amend/ml088-i.htm>>

(11) House of Lords, *Hansard*, Volume 685, 2006.10.23, col.1002。<<https://hansard.parliament.uk/lords/2006-10-23/debates/06102316000007/AnimalWelfareBill#1002>>

(12) regulation. 委任立法（statutory instrument）の一つ。委任立法とは、大臣その他の公的機関が、議会制定法によって付与された権限に基づき定める法令を指す。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, p.13。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)> 委任立法の詳細は、小熊美幸「イギリス議会における委任立法統制」『レファレンス』857号、2022.5。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12289531\\_po\\_085703.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12289531_po_085703.pdf?contentNo=1)> を参照。

(13) *ibid.*

(14) Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Consultation on the use of wild animals in travelling circuses,” 2009.12. GOV.UK website <<https://democracy.north-herts.gov.uk/Data/Council/201002251900/Agenda/att318.pdf>>

野生動物の使用を禁止することが最善の選択である」と考えているとの結果が出た<sup>(15)</sup>。これを受けて、ジム・フィッツパトリック (Jim Fitzpatrick) 主務大臣 (当時) は、サーカスにおける野生動物の使用を禁止する意向を表明した<sup>(16)</sup>。2012年11月、禁止のための議会制定法の立案に先んじて規則を定めることで、当面の措置として、免許制度による規制を開始した。

## 2 2012年巡業サーカスにおける野生動物福祉 (イングランド) 規則の制定

2012年巡業サーカスにおける野生動物福祉 (イングランド) 規則<sup>(17)</sup> (以下「2012年規則」) は、イングランドにおける巡業サーカスでの野生動物の福祉を増進することを目的として2012年11月21日に制定され、2013年1月20日に施行された。2012年規則は、2006年法第13条の免許及び登録制度に関する規定<sup>(18)</sup>を根拠とし、全15か条及び1附則で構成される。主な規定は、次のとおりである。

2012年規則は、イングランドに適用され、施行から7年後に効力を失う (第1条)。「巡業サーカス」とは、①演技、展示、陳列を行う目的で各地に移動するサーカスで、その一員として (演技、展示その他の目的であるかどうかにかかわらず) 野生動物を飼育し、又は導入しているもの、②①のサーカスの野生動物が飼育されている場所全てをいう (第2条)。巡業サーカスは、主務大臣の許可なしに行ってはならない活動である (第3条)。許可を得ずに巡業サーカスを運営する者は、2006年法第13条第6項に基づく犯罪を行ったものとし、2006年法第32条第2項に基づき、51週以下の拘禁刑若しくは標準罰金等級 (standard scale) のレベル5<sup>(19)</sup>を超えない罰金又はその併科に処す<sup>(20)</sup>。サーカス運営者は、手数料の支払いや検査官<sup>(21)</sup>の検査等に係る必要な条件を満たしている場合、3年以内の任意の期間について免許の交付又は更新を受けることができる (第4条)。第4条に基づき免許を申請する者は、免許申請にかかる諸費用 (申

(15) Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses: A Consultation,” 2012.3, p.8. *ibid.* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/82460/circus-animals-condoc-120301.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/82460/circus-animals-condoc-120301.pdf)>

(16) Ares, *op.cit.*(4), p.5.

(17) The Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses (England) Regulations 2012 No.2932. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2012/2932/contents>>

(18) 2006年法第13条は、主務大臣に動物福祉を目的として必要と認める規則を制定する権限を与えている。同条の主な規定は次のとおりである。2006年法第13条の許可 (第1項) 又は登録 (第3項) を受けていない者は、人が責任を負う動物に係る、規則で特定する活動を継続してはならない (第1項～第4項)。規則は、人が責任を負う動物の福祉を増進する目的でのみ制定できる (第5項)。第1項又は第3項に違反する者は罪を犯すこととなる (第6項)。

(19) 標準罰金等級は、2020年量刑法第122条に規定される。5段階で罰金額が定められており、一番上の段階のレベル5は、5,000ポンドである。Sentencing Act 2020 c.17. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/17/contents>>

(20) “Explanatory Note,” *The Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses (England) Regulations 2012*, p.10. Legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2012/2932/data.pdf>>

(21) inspector. イギリスの動物福祉分野における検査官は、主務大臣又は地方当局が任命権を持つ。主務大臣により検査官に任命されるのは執行機関 (executive agency) である英国動植物衛生庁 (Animal and Plant Health Agency) の職員で、地方当局により検査官に任命されるのは主に地方自治体職員である。検査官の役割は、各法律によって規定される。例えば2006年法附則2では、検査官の権限として調査対象施設への立入り、調査、動物の押収権限等を規定しており、2018年動物福祉規則 (2012年規則と同様、2006年法第13条を根拠規定とする。) では、検査官は、ペット販売業等の認可を受ける事業者が同規則を遵守しているかどうかを検査し、認可の可否を判断することを職務とする。The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 No.486. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/486/contents>>; 「動物の飼養管理に関するイギリス法体系の整理及び運用状況」 (環境省第5回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会資料2-1) 環境省ウェブサイト <[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/tekisei/h29\\_05/mat02\\_01\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/tekisei/h29_05/mat02_01_1.pdf)>

請手数料 389.36 ポンド<sup>(22)</sup>、検査（検査のための移動時間等も含む）1 時間当たり 72.53 ポンド、検査官の旅費、宿泊費等）を負担しなければならない（第 8 条）。主務大臣は、許可条件が遵守されていないと判断した場合にはいつでも免許を停止することができる（第 9 条）。主務大臣は、28 日以上停止されている免許を取り消すことができる（第 13 条）。施行から 5 年以内に同規則の見直しを行う（第 15 条）。また、2012 年規則の附則には、主務大臣がサーカス運営者に対する許可を付与又は更新するに当たって、サーカス運営者が満たすべき 10 条件<sup>(23)</sup>が規定されている。

### 3 2019 年サーカスにおける野生動物法の制定

#### (1) 法案提出の経緯

サーカスでの野生動物の使用を禁止する法案は、これまで 5 度<sup>(24)</sup>にわたって議会に提出されたが、全て廃案となっていた。いずれも議員提出法案で、最初の 2 法案は労働党議員から、2015-16 年会期以降の 3 法案は保守党議員から提出された法案であった。

2018 年 1 月、2012 年規則第 15 条の規定に基づいて実施された見直しの結果が公表され、2020 年までにイングランドで巡業サーカスにおける野生動物の使用を禁止するとともに、2012 年規則を廃止する方針が示された<sup>(25)</sup>。これを受けて、2019 年 5 月 1 日、政府提出法案であるサーカスにおける野生動物（No.2）法案<sup>(26)</sup>（以下「法案」）が下院に提出された。

#### (2) 法案の審議過程

法案は、全 4 か条及び 1 附則から成り、巡業サーカスにおいて野生動物を使用することを禁止する。法案の審議過程で議論になったのは、①巡業サーカスの定義、②野生動物の定義、③禁止対象となる動物の押収権限等その他の事項の 3 点である。

##### (i) 巡業サーカスの定義

法案は、巡業サーカスの定義を規定していなかった。この点について、2019 年 5 月 7 日に行われた下院第 2 読会では、明確な定義を行わないことで、例えば 2012 年規則では規制対象であったサーカスが野生動物を連れて巡業するが、当該野生動物を演技や展示に使用しない場

(22) 1 ポンドは、約 161.25 円（令和 4 年 7 月分報告省令レート）である。

(23) サーカス運営者は、①巡業サーカスで使用する野生動物を新たに入手する場合、その旨（条件 1）、②巡業の旅程（条件 2）、③許可された動物のリスト及び個々の動物の記録（条件 3）を主務大臣に通知する義務を負う。また、①野生動物のケア計画を作成、維持、実施する（条件 4）、②野生動物と接触できる者を資格保有者に制限し、野生動物と公衆の安全確保のために十分な人員を常時配置する（条件 5）、③四半期ごとに獣医による診察を野生動物に受けさせる（条件 6）、④野生動物のニーズを満たすためにあらゆる合理的な手段を講じる（条件 7）義務を負う。条件 8 は、巡業サーカスの野生動物の展示、訓練、演技についての福祉、条件 9 は音、照明、温度等の野生動物を取り巻く環境、条件 10 は野生動物の輸送時に関する条件を課す。

(24) 次の 5 会期にわたって法案が提出された。① 2012-13 年会期（Wild Animals in Circuses Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2012-2013/0036/2013036.pdf>>）、② 2014-15 年会期（Wild Animals in Circuses Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2014-2015/0087/150087.pdf>>）、③ 2015-16 年会期（Wild Animals in Circuses (Prohibition) Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2015-2016/0135/16135.pdf>>）、④ 2016-17 年会期（Wild Animals in Circuses (Prohibition) Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2016-2017/0029/17029.pdf>>）、⑤ 2017-19 年会期（Wild Animals in Circuses Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2017-2019/0175/18175.pdf>>）。

(25) Department for Environment, Food and Rural Affairs, “The Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses (England) Regulations 2012: Post Implementation Review 2018,” 2018.1, p.1. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/683306/wild-animals-circuses-post-implementation-review-feb2018.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/683306/wild-animals-circuses-post-implementation-review-feb2018.pdf)>

(26) Wild Animals in Circuses (No.2) Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2017-2019/0385/19385.pdf>>

合等が禁止対象に含まれるか否かが曖昧になるおそれがあると指摘された<sup>(27)</sup>。また、トナカイを使ったクリスマスイベント等、動物を使用する他のイベントとの違いが不明瞭であるとする声もあった<sup>(28)</sup>。これらの指摘に対して、デヴィッド・ラトリー (David Rutley) 主務大臣 (当時) は、巡業サーカスの定義は一般的に理解されているとおりであり、裁判所もそのように解釈すると政府は考えていると述べた。他のイベントとの違いについては、巡業サーカスが各地を転々とするのに対して、他のイベントは本拠地を拠点としイベント開催地から本拠地に戻るという移動経路である点で全く異なる活動であるとしている<sup>(29)</sup>。続く下院委員会審議では、環境・食料・農村問題担当の影の大臣 (shadow minister)<sup>(30)</sup> であったルーク・ポラード (Luke Pollard) 議員から巡業サーカスの定義を明確化する修正案が提出され、上院でも同様の修正案が提出されたが、いずれも採用されなかった。

## (ii) 野生動物の定義

法案は、野生動物を「大ブリテン島<sup>(31)</sup>で一般的に家畜化 (domesticated) されていない種類の動物」と定義している。この定義に関して、下院第2読会では、現在サーカスで使われている動物が飼育下で生まれた場合、野生動物に該当するののかという疑問が呈された。主務大臣は、法案で使われている野生動物の定義は、1981年動物園認可法<sup>(32)</sup>における定義と同じものであり、定義を満たすには、野生で生まれた動物である必要はない<sup>(33)</sup>、現在、イギリスのサーカスにいる動物の多くは飼育下で繁殖されたものであるが、だからといって家畜化されたとは言えないとの見解を示した<sup>(34)</sup>。下院第3読会、上院でもこの点について修正案が出されたが、同様の理由からいずれも採用されなかった。

## (iii) その他一動物の押収権限及び扱い、施行期日一

その他、動物の押収権限及び扱い、施行期日の前倒し等に関して、議論や修正案提出が行われたが、結果としていずれも採用されなかった。動物の押収権限等の検査官の執行権限の拡大については、主務大臣は、下院第2読会において、2006年法と1976年危険野生動物法に既に動物の押収権限に関する規定があると述べ<sup>(35)</sup>、法案で新たに規定する必要性を否定している<sup>(36)</sup>。法案が可決された場合に使用禁止の対象となる動物<sup>(37)</sup>の扱いについては、下院第2読会において主務大臣から、対象となるサーカスは2団体であり、そのいずれもが動物の引退計

(27) House of Commons, *Hansard*, Volume 659, 2019.5.7, col.502. <[https://hansard.parliament.uk/commons/2019-05-07/debates/571256E8-47E0-4437-98ED-36862F2E6D5E/WildAnimalsInCircuses\(No2\)Bill](https://hansard.parliament.uk/commons/2019-05-07/debates/571256E8-47E0-4437-98ED-36862F2E6D5E/WildAnimalsInCircuses(No2)Bill)>; James Goddard, "Wild Animals in Circuses (No.2) Bill: Briefing for Lords Stages," *House of Lords Research Briefing*, 2019.6.11, p.4. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2019-0072/LLN-2019-0072.pdf>>

(28) House of Commons, *ibid.*, col.510.

(29) *ibid.*, col.504.

(30) 影の内閣 (shadow cabinet) の一員。影の内閣は、野党が政権を取ったときの閣僚候補で構成され、政府批判・次期政権準備などの機能の中心となる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.1022.

(31) イングランド、スコットランド及びウェールズから構成される島。国土交通省国土政策局「各国の国土政策の概要：英国 (United Kingdom)」<<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/index.html>>

(32) 1981年動物園認可法第21条は、法案と同様に、野生動物を「大ブリテン島で一般的に家畜化されていない種類の動物」と定義している。Zoo Licensing Act 1981 c.37. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/37/contents>>

(33) House of Commons, *op.cit.*(27), col.503.

(34) *ibid.*

(35) 2006年法第35条及び1976年危険野生動物法 (Dangerous Wild Animals Act 1976 c.38. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1976/38/contents>>) 第4条は、動物の押収権限を規定する。

(36) House of Commons, *op.cit.*(27), col.520.

(37) 2019年5月時点で、対象となるのは、サーカス2団体が所有する19頭 (トナカイ6頭、ラクダ4頭、シマウマ4頭、アライグマ2頭、キツネ1頭、コンゴウインコ1羽、コブウシ1頭) であった。Goddard, *op.cit.*(27), p.3.

画を立てているため、一頭も処分されることはないとの答弁があった<sup>(38)</sup>。また、法案は、施行期日を2020年1月20日と規定していた。下院委員会審議において、施行期日に柔軟性を持たせ、主務大臣の判断によって前倒しでの施行を可能とするための修正案が提出されたが、主務大臣は、2012年規則の終了期日に合わせるために設定した期日であると答弁し、修正案は採用されなかった。

法案は、2019年6月4日に下院で、同年7月23日に上院で、いずれも修正されることなく可決され、同月24日、2019年サーカスにおける野生動物法として制定された。

## II 2019年サーカスにおける野生動物法の概要

2019年サーカスにおける野生動物法は、全4か条及び1附則から成る。本則は、巡業サーカスにおける野生動物の使用禁止（イングランド）（第1条）、検査（第2条）、関係法律の改正（第3条）、適用範囲、施行期日及び略称（第4条）で構成される。附則は、第2条の詳細を定めるもので、検査官の任命（附則第1条）、立入権限（附則第2条、附則第3条）、立入権限の行使（附則第4条～附則第6条）、検査権限等（附則第7条、附則第8条）、押収権限：補則（附則第9条）、妨害等（附則第10条）、検査官の責任（附則第11条）、解釈（附則第12条）を規定する。

### 1 巡業サーカスにおける野生動物使用の禁止（イングランド）（第1条）

第1条は、イングランドで行われる巡業サーカスで野生動物を使用することを禁止する規定である<sup>(39)</sup>。イングランドにおいて、サーカス運営者は、巡業サーカスで野生動物を使用してはならない（第1条第1項）。サーカス運営者が、巡業サーカスにおいて野生動物をサーカスの一部として演技させたり、展示したりする場合に、野生動物を使用しているものとされる（同条第2項）。演技の例としてはサーカスの舞台での動物のパレードが、展示の例としてはおりの中でのライオンの陳列が挙げられる<sup>(40)</sup>。第1項に違反したサーカス運営者は、略式起訴<sup>(41)</sup>により罰金刑<sup>(42)</sup>に処される（同条第3項）。この条に基づく犯罪が法人によって行われ、当該法人の役員の同意若しくは黙認の下に行われたこと又は役員が職務を怠る行為に起因することが証明された場合には、当該役員は、法人と同様に有罪とされ、相応に訴追され、処罰される（同条第4項）。「動物」、「サーカス運営者」、「役員」、「野生動物」の定義を定める（同条第5項）。「動物」とは、2006年法第1条第1項<sup>(43)</sup>に規定する意味を持つ。「サーカス運営者」とは、①サー

(38) House of Commons, *op.cit.*(27), col.520.

(39) 以下、法律の解釈や具体例に関しては、解説資料である“Wild Animals in Circuses Act 2019: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/24/pdfs/ukpgaen\\_20190024\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/24/pdfs/ukpgaen_20190024_en.pdf)> を参照した。

(40) *ibid.*, p.3.

(41) summary conviction. 通常、軽罪について、陪審によらず有罪判決を下すこと。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.826.

(42) 罰金額は定められていないが、環境・食糧・農村地域省が公表したガイダンスでは、無制限の罰金（unlimited fine）を科すとしている。Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Guidance Travelling circuses: wild animal performance and exhibition,” 2019.12.20. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/travelling-circuses-wild-animal-performance-and-exhibition>>

(43) 「動物（animal）」とは、人を除く脊椎動物をいう。ただし、無脊椎動物であっても痛み又は苦しみを経験し得ると認められる場合は、主務大臣が定める規則によって「動物」の定義を拡大することができる。「脊椎動物」とは、脊椎動物門脊椎動物亜門に属する一切の動物をいい、「無脊椎動物」とはかかる亜門に属さない一切の生物をいう。地球生物会議 前掲注(8), p.7.

カスの所有者、②サーカスの運営に全面的責任を持つその他の者、③①及び②に該当する者がイギリスにいない場合、イギリスにおいて、サーカスの運営に最終的な責任を持つ者をいう。「役員」とは、法人との関係において、①当該法人の取締役、支配人、総務責任者その他これらに類する役員、②①のいずれかの立場で行為すると称する者をいう。「野生動物」とは、大ブリテン島で一般的に家畜化されていない種類の動物をいう。

## 2 検査（第2条）

第2条は、附則（後述）が検査に関して定めていることを規定する。

## 3 関係法律の改正（第3条）

第3条は、1976年危険野生動物法第5条第2項（サーカスで飼育される動物に対する同法の適用除外）において、「サーカス」の後に「ウェールズで」を加える<sup>(44)</sup>。これは、特定の危険な野生動物の飼育を規制する1976年危険野生動物法を修正し、サーカスで飼われている危険な野生動物の適用を除外<sup>(45)</sup>している同法第5条第2項について、イングランドとスコットランドにおける除外措置を削除するものである。2020年1月20日以降、1976年危険野生動物法に規定される動物を、イングランド及びスコットランドのサーカスで使用することはできなくなる<sup>(46)</sup>。

## 4 適用範囲、施行期日及び略称（第4条）

適用範囲は、原則としてイングランドとウェールズのみである<sup>(47)</sup>。ただし第3条は、スコットランドにも適用される。施行日は、2020年1月20日である。同法の略称は、「2019年サーカスにおける野生動物法」とする。

## 5 附則

附則は、本則第2条に関連して、検査官の任命及び検査官に付与される施設立入等の権限を規定する。主な規定は次のとおりである。

主務大臣は、検査官となる者を任命することができる（附則第1条）。検査官は、①本則第1条に基づく犯罪が、施設（①車両、②テント又は可動式構造物を含むあらゆる場所（附則第12条））で行われていること、行われていたこと若しくは行われようとしていること又は②本則第1条に基づく犯罪を行った証拠が施設で発見される可能性があることを疑うに足る合理的な根拠がある場合には、施設（居住専用の施設を除く。）に立ち入ることができる（附則第2条）。検査官は、治安判事<sup>(48)</sup>が居住専用の施設への立入りを認める令状を発行した場合、当該施設

(44) 2019年サーカスにおける野生動物法の制定時点では、ウェールズではサーカスでの野生動物の使用が禁止されていなかったため、ウェールズの除外措置のみ残された。2020年9月にウェールズでも2020年野生動物及びサーカス（ウェールズ）法が制定されたことを受け、同法第8条第1項により、1976年危険野生動物法第5条第2項は削除されている。

(45) 1976年危険野生動物法は、ワニや象などの同法で指定する動物を地方自治体の許可なしで飼育してはならないと定めているが、動物園やサーカスは同法の適用から除外されている。

(46) “Wild Animals in Circuses Act 2019: Explanatory Notes,” *op.cit.*(39), p.3.

(47) 適用範囲の原語は“extent”である。法域としてはウェールズにも及ぶ（extent）が、解説資料によれば、同法はウェールズには適用（apply）しないとされる。*ibid.*, p.6.

(48) justice of the peace. 非法律家から任命されるパート・タイムの裁判官で、軽微な事件の処理に当たる。14世紀



に立ち入ることができる（附則第3条）。

検査官は、施設にいる者に求められた場合、身分証明書を提示し、立入りの目的について概要説明を行わなければならない（附則第4条第1項）。立入りは、合理的な時間に行うものとする（附則第5条）。検査官は同行者を2名まで施設に同行させることができる（附則第6条）。同行者の例としては、動物の特定を援助する動物学の専門家や、検査官の業務遂行のために必要な安全確保を行う警察官が挙げられる<sup>(49)</sup>。

検査官は、次の行為をすることができる。①施設の搜索、②施設で発見されたもの（動物を含む。）の精査、測定、検査、③施設にいる者への質問、④施設にいる者に対して必要な支援を要求すること、⑤試料（動物からの試料を含む。）の採取、⑥施設で発見された動物に識別目的で印をつけること、⑦施設で発見されたもの（動物を含む。）の写真撮影又はビデオ録画、⑧施設にいる者が所有又は管理している文書又は記録の提出の要求、⑨施設で発見された文書又は記録の写し又は抜粋を作成すること、⑩電子形式で保存され施設でアクセス可能な情報について、可視・可読な形式での提出の要求、⑪本則第1条に基づく犯罪を行った証拠であると検査官が合理的に信じる、施設で発見されたもの（動物以外）の押収（附則第7条）。④の支援の例としては、動物のおりへアクセスできるようにしたり、（試料を採取できるようにするために）動物を扱ったり、車両を移動させたりする場合は挙げられる<sup>(50)</sup>。合理的な理由なく、附則第7条に基づく支援要求に従わない者及び他の者を故意に妨害した者は有罪とされ、略式起訴により罰金刑<sup>(51)</sup>に処される（附則第10条）。

検査官は、この附則に基づく職務遂行を意図して行ったことについて、当該行為が善意で行われ、及び当該行為に合理的な理由があったと裁判所が確信した場合には、民事訴訟又は刑事訴訟において責任を負わない（附則第11条第1項）。なお、同行者は、附則第7条及び附則第11条に関して、検査官と行動を共にし、検査官の監督下にある場合に、検査官と同様の権利を有するものとする（附則第8条、第11条）。

## おわりに

これまで見てきたとおり、暫定措置である2012年規則のもとで許可された巡業サーカスでのみ野生動物の使用が認められてきたが、同規則の失効に伴い、2019年サーカスにおける野生動物法が制定されたことで、2020年1月20日以降は、巡業サーカスでの野生動物の使用が全面的に禁止されることとなった。2019年12月、環境・食糧・農村地域省は、ガイダンス<sup>(52)</sup>を公表し、巡業サーカスに関する説明や野生動物の具体例を挙げるなどして、法律には盛り込まれなかった詳細な指針を示している。動物保護団体は、同法の成立に賛意を表明した<sup>(53)</sup>一方で、巡業サーカスは、禁止対象となった野生動物を使わない代わりに、馬やポニーなど同法

以降、長く地方の名望家が選ばれてきた。田中 前掲注(41), p.488.

(49) “Wild Animals in Circuses Act 2019: Explanatory Notes,” *op.cit.*(39), p.4.

(50) *ibid.*

(51) 罰金額は定められていないが、環境・食糧・農村地域省が公表したガイダンスでは、無制限の罰金を科すとしている。Department for Environment, Food and Rural Affairs, *op.cit.*(42)

(52) *ibid.*

(53) “Wild animal circuses BANNED in England! The new law will take effect in January 2020.” Animal Defenders International website <<https://www.stopcircussuffering.com/news/europe/wild-animal-circuses-banned-in-england/>>

が定義する野生動物に該当しない動物を使用している<sup>(54)</sup>として批判する見解も見られる。動物福祉の観点から議論の余地が残る状況となっており、今後の動向が注目される。

(たむら ゆうこ)

---

(54) “CIRCUS MONDAO, brand new 2022 production.” CIRCUS MONDAO website <<https://www.wherewecanwego.com/item/e1101217/circus-mondao-brand-new-2022-production>>

# 2019年サーカスにおける野生動物法

Wild Animals in Circuses Act 2019 c.24

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子訳

## 【目次】

- 第1条 イングランドの巡業サーカスにおける野生動物の使用禁止
- 第2条 検査
- 第3条 この法律の施行に伴う関係法律の改正
- 第4条 適用範囲、施行期日及び略称
- 附則 検査（第2条関係）
  - 検査官の任命（第1条）
  - 立入権限（第2条、第3条）
  - 立入権限の行使（第4条～第6条）
  - 検査権限等（第7条、第8条）
  - 押収権限：補則（第9条）
  - 妨害等（第10条）
  - 検査官の責任（第11条）
  - 解釈（第12条）

巡業サーカスにおいて野生動物の使用を禁止する規定を定める法律

[2019年7月24日制定]

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

## 第1条 イングランドの巡業サーカスにおける野生動物の使用禁止

- (1) サーカス運営者は、イングランドにおいて巡業サーカスで野生動物を使用してはならない。
- (2) この条の適用に当たっては、野生動物がサーカスの一部として演技し、又は展示される場合に、サーカス運営者は、その野生動物を巡業サーカスで使用するものとされる。
- (3) 第1項に違反したサーカス運営者は、有罪とされ、略式起訴<sup>(1)</sup>により罰金刑に処する。
- (4) この条に基づく犯罪が法人によって行われ、次のいずれかに該当することが証明された場合には、役員は（法人と同様に）有罪とされ、相応に訴追され、及び処罰される。
  - (a) 法人の役員の同意又は黙認のもとに行われたこと。

\* この翻訳は、Wild Animals in Circuses Act 2019 c.24. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/24/contents>> を訳出したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月28日である。

(1) summary conviction. 通常、軽罪について、陪審によらず有罪判決を下すこと。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.826.

- (b) 法人の役員が職務を怠る行為に起因すること。
- (5) この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。  
「動物」とは、2006年動物福祉法第1条第1項に規定する当該用語の意義による<sup>(2)</sup>。  
サーカスに関する「サーカス運営者」の意義は、次に定めるところによる。
- (a) サーカスの所有者  
(b) サーカスの運営に全面的責任を持つその他の者  
(c) サーカスの所有者も、その運営に全面的責任を持つ者もイギリスにいない場合には、イギリスにおいて、サーカスの運営に最終的な責任を持つ者
- 「役員」の意義は、法人との関係において、次に定めるところによる。
- (a) 当該法人の取締役、支配人、総務責任者又はその他これらに類する役員  
(b) 前号の規定によるいずれかの立場で行為すると称する者
- 「野生動物」とは、大ブリテン島<sup>(3)</sup>で一般的に家畜化されていない種類の動物をいう。

## 第2条 検査

附則は、この法律の適用に当たって、検査について規定する。

## 第3条 この法律の施行に伴う関係法律の改正

1976年危険野生動物法<sup>(4)</sup>第5条第2項（サーカスで飼育される動物に対する同法の適用除外）において、「サーカス」の後に「ウェールズで」を加える。

## 第4条 適用範囲、施行期日及び略称

- (1) この法律は、第3条による修正がスコットランドにも及ぶことを除き、イングランド及びウェールズにのみ適用される。
- (2) この法律は、2020年1月20日に効力を生じる。
- (3) この法律の略称は、2019年サーカスにおける野生動物法とする。

## 附則 検査（第2条関係）

### 検査官の任命

#### 第1条

主務大臣は、この法律の適用に当たって、検査官となる者を任命することができる。

---

(2) animal. 2006年動物福祉法第1条第1項は、「動物」を、人を除く脊椎動物と定義する。ただし、無脊椎動物であっても痛み又は苦しみを経験し得ると認められる場合は、主務大臣が定める規則によって「動物」の定義を拡大することができる。「脊椎動物」とは、脊椎動物門脊椎動物亜門に属する一切の動物をいい、「無脊椎動物」とはかかる亜門に属さない一切の生物をいう。Animal Welfare Act 2006 c.45. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>> 翻訳は次を参照。地球生物会議『英国2006年動物福祉法—動物福祉並びに関連する目的の条項を定める法律—』（ALIVE資料集 No.26 海外の動物保護法 No.7）地球生物会議，2007，p.7.

(3) イングランド、スコットランド及びウェールズから構成される島。国土交通省国土政策局「各国の国土政策の概要：英国（United Kingdom）」<<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/index.html>>

(4) 1976年危険野生動物法は、特定の危険な野生動物の飼育を規制する法律で、同法第5条第2項は、サーカスで飼われている危険な野生動物については例外的に同法を適用しないことを定めている。Dangerous Wild Animals Act 1976 c.38. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1976/38/contents>>

## 立入権限

### 第2条

検査官は、次に掲げる事項を疑うに足る合理的な根拠がある場合には、施設（居住専用施設を除く。）に立ち入ることができる。

- (a) 本則第1条に基づく犯罪が、施設で行われていること、行われていたこと又は行われようとしていること。
- (b) 本則第1条に基づく犯罪を行った証拠が、施設で発見される可能性があること。

### 第3条

- (1) 検査官は、治安判事<sup>(5)</sup>が検査官に対して、居住専用施設への立入りを認める令状を発行した場合には、当該施設に立ち入ることができる。
- (2) 治安判事は、検査官の申請に際し、宣誓のうえでの書面による情報により次に掲げる事項を確信した場合に限り、当該令状を発行することができる。
  - (a) 次のいずれかに該当する事項を疑う合理的な根拠が存在する場合
    - (i) 本則第1条に基づく犯罪が、施設で行われていること、行われていたこと又は行われようとしていること。
    - (ii) 本則第1条に基づく犯罪を行った証拠が、施設で発見される可能性があること。
  - (b) 第3項に掲げる条件のいずれかが満たされていること。
- (3) 条件とは、次の事項をいう。
  - (a) 令状を作成しない限り、施設への立入りが認められない可能性が高く、令状を申請する意思を占有者に通知したこと。
  - (b) 施設に対する立入許可を申請すること又は令状申請の意思を通知することが、立入りの目的達成を阻む可能性があること。
  - (c) 施設が占有されていないこと。
  - (d) 占有者が一時的に不在であり、占有者の帰りを待つことが、立入りの目的達成を阻む可能性があること。

## 立入権限の行使

### 第4条

- (1) 検査官は、立入権限を行使する前に、施設にいる者から求められた場合には、次の行為をしなければならない。
  - (a) 検査官の身元を示す証拠を提示する。
  - (b) 権限が行使される目的の概要を説明する。
- (2) 附則第3条に基づいて発行された令状に基づき施設に検査官が立ち入る場合、検査官は、次の行為もしなければならない。
  - (a) 令状の写しを作成する。

(5) justice of the peace. 非法律家から任命されるパート・タイムの裁判官で、軽微な事件の処理に当たる。14世紀以降、長く地方の名望家を選ばれてきた。田中 前掲注(1), p.488.

- (b) 占有者（いる場合）又は検査官が施設を管理していると認める他の者に、令状の写しを提供する。
- (3) 占有者又は検査官が施設を管理していると認める他の者がいない場合には、検査官は、施設が目立つ場所に令状の写しを残さなければならない。

#### 第5条

立入権限を行使する検査官は、合理的な時間に立ち入ることが立入りの目的達成を阻むと認める場合を除き、合理的な時間に立ち入らなければならない。

#### 第6条

立入権限を行使する検査官は、次の行為をすることができる。

- (a) 必要な場合には、施設に立ち入るために合理的な実力を行使すること。
- (b) 他の者を2名まで施設に同行させること。
- (c) 検査官が適切と認める資機材を施設に持ち込むこと。

### 検査権限等

#### 第7条

立入権限を行使する検査官は、次の行為をすることができる。

- (a) 施設を捜索する。
- (b) 動物を含む、施設で発見されたものを精査し、測定し、又は検査する。
- (c) 施設にいる者に質問する。
- (d) 施設にいる者に対して、検査官が合理的に必要とする可能性のある支援を行うよう要求する。
- (e) 試料（動物からの試料を含む。）を採取する。
- (f) 識別を目的として、施設で発見された動物に印をつける。
- (g) 動物を含む、施設で発見されたものを写真撮影し、又はビデオ録画する。
- (h) 施設にいる者に対して、その者が所有又は管理している文書又は記録（形式は問わない。）を提示するよう要求する。
- (i) 施設で発見された文書又は記録（形式は問わない。）の写し又は抜粋を作成する。
- (j) 電子的形式で保存され、及び施設からアクセス可能な情報を、持ち出し可能で可視・可読な形式（又は可視・可読な形式が容易に作成可能な形式）で提出するよう要求する。
- (k) 動物以外の、施設で発見され、本則第1条に基づく犯罪を行った証拠であると検査官が合理的に信じるものを押収する。

#### 第8条

附則第6条b号に基づき施設に同行した者は、立入権限を行使している検査官と行動を共にし、及び当該検査官の監督下にある場合、附則第7条によって検査官に与えられた権限を行使することができる。

## 押収権限：補則

### 第9条

- (1) 附則第7条k号に基づき押収されたものは、あらゆる状況で必要とされる期間、保持されることができる。
- (2) 附則第7条k号に基づき証拠品を押収した者は、押収時に施設を占有していた者又は押収される直前に当該押収物を所有又は管理していた者から求められた場合、その押収の記録を提供しなければならない。
- (3) 附則第7条k号は、法的手続において法律専門家秘匿特権<sup>(6)</sup>であるとの主張が維持され得るものを押収する権限は含まない。

## 妨害等

### 第10条

- (1) 次のいずれかに該当する者は、有罪とする。
  - (a) 合理的な理由なく、附則第7条d号に基づいて合理的になされた支援要求に従わない者
  - (b) この附則に基づく職務の行使において、他の者を故意に妨害する者
- (2) 第1項a号又はb号に基づき有罪とされた者は、略式起訴により罰金刑に処する。

## 検査官の責任

### 第11条

- (1) 検査官は、この附則に基づく検査官の職務の遂行を意図して行ったことについて、当該行為が善意で行われ、及び当該行為に合理的な理由があったと裁判所が確信した場合には、民事訴訟又は刑事訴訟において責任を負わない。
- (2) 附則第6条b号に基づいて検査官が施設に同行させた者には、その者がこの附則に基づいて職務を行使している検査官と行動を共にし、及びその監督下にある場合には、検査官に適用されるのと同様に、第1項が適用される。

## 解釈

### 第12条

- (1) この附則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 

「立入権限」とは、附則第2条により又は附則第3条に基づく令状により検査官に与えられた立入権限をいう。

「施設」にはあらゆる場所を含み、及び特に次のものを含む。

(6) legal professional privilege. 法的助言者とその依頼人との間で法的助言を得る又は与える目的で提供された情報は、開示を強制されない情報として秘匿特権の対象となる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.636。

- (a) 全ての車両
  - (b) 全てのテント又は可動式構造物
- (2) この附則において、全ての車両に関して、施設の占有者とあるのは、その車両を管理していると思われる者をいい、「占有されていない」とは、相応に解釈される。

(たむら ゆうこ)